

標題 : 【衛生医療評議会】保健所と地方衛生研究所の増員および医療俸給表（三）見直しに対する今後の取り組みについて  
発信番号 : 自治労情報2023第0009号  
発信日付 : 2023年1月24日  
宛先（団体） :  
宛先 : 各県本部委員長様, 衛生医療評議会全国幹事様  
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、保健所等の恒常的な人員体制強化にむけ、保健所および地方衛生研究所の増員が「2023年度地方財政計画」において措置されました。あわせて、人事院規則の改定により2023年4月1日から人事院規則医療職俸給表（三）の見直しが行われることとなります。このような情勢をうけ、1月14日に開催した第2回衛生医療評議会常任幹事会において、今後の取り組みを以下の通り確認しました。

病院単組・支部等におかれては、県本部および県本部衛生医療評議会と十分連携の上、添付の資料や「めでいかりニュース」を活用し、以下の通り対応を進めていただきますよう要請いたします。

各県本部におかれても、特徴的な取り組みなどございましたら、適宜本部衛生医療評議会へ情報提供いただきますようお願いいたします。本部は、常任幹事会や全国幹事会などを通じ、情報提供、共有化をはかることといたします。

## 記

### 1. 保健所と地方衛生研究所の増員に向けて

「2023年度地方財政計画」において、次の感染症危機に備えた感染症法改正を踏まえ、保健所等の恒常的な人員体制強化をはかるため、感染症業務に従事する保健師を約450名増員（約2700名から約3150名）するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約150名増員することが決まりました。保健所や地方衛生研究所のある単組は、地財計画上の算定人員が確実に反映されるよう増員にむけた取り組みを進めます。

### 2. 医療職俸給表（三）級別標準職務表の改定について

人事院規則の改定により医療職俸給表（三）級別標準職務表が2023年4月1日に見直されます。これまで3級に位置付けられていた看護師長が4級となり、3級に副看護師長と特に高度の知識・経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務となります。特に高度の知識・経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務は、資格では認定看護師、特定行為研修修了者等が該当しますが、資格取得に限らず、経験や現場の役割によって上位に昇格できる仕組みが必要です。

今回の改定は級別標準職務表の改定のみで、自治体病院においてはすでに改定後の水準を上回る場合が多く、自治体病院へ与える影響は限定的であると評価せざるを得ません。病院単組は自院における級別標準職務表を点検するとともに、今回の改正内容を契機に俸給表の改善やキャリアアップに対する処遇改善につながるよう取り組みを進めていく必要があります。あわせて、改定後の内容を上回る単組においては、本改定を契機とした改悪を許すことのないよう、注意を徹底することとします。

本部は引き続き医療現場の処遇改善にむけ、省庁・国会議員への働きかけを行ってまいります。

#### （1）具体的な取り組み

##### ①級別標準職務表の見直し

= 自院の級別標準職務表の点検

= 現在一般職が2級にとどまっている単組は改定をもとに昇給・昇格基準の見直しを求め

= 改定後の内容を上回る単組は改悪されない取り組み

= 副看護師長などポストの創設

= 医療職俸給表（三）だけでなく医療現場全体の給与表や昇給・昇格基準の見直しを求め

##### ②キャリアアップに対する処遇改善

= 看護職員のキャリアアップ（認定看護師、特定行為研修等）に対する評価を求め

(手当新設・増額、昇給・昇格基準の見直しなど)

= 看護職員以外のキャリアアップ(各種認定資格等)に対する評価も同様に求める

③衛生医療評議会作成「めでいきりニューす vol.47」の活用

= 組合員向けの教宣物として、添付の「めでいきりニューす vol.47」を活用し周知をはかる(データのみのご提供となります)

<添付資料>

2023年度地方財政対策の概要

厚労省「看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進について(都道府県知事あて)」

組合員向け教宣物・衛生医療評作成「めでいきりニューす vol.47」

本件に関するお問い合わせは、自治労本部・衛生医療評議会(担当:平山・前田)

TEL:03-3263-0622 までご連絡ください。

添付ファイル :

2023年度地方財政対策の概要.pdf

看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進について(都道府県知事あて).pdf

めでいきりニューす\_47.pdf